

国鉄労働組合・全国貨物協議会

知っていますか？ JR貨物で有害業務歴がある場合…

アスベスト 健康管理手帳 JR貨物が事業主証明を作成！ 詳しいは… 国労電送NO15参照

鉄道運輸機構と交渉

本部は4月3日、鉄道運輸機構と「石綿健康被害に対する団体交渉の申し入れ」に基づく協議を行った。今回の交渉では運輸機構が初めて文書回答を示した中で、これまでの交渉経過を踏まえ、具体的な4項目について協議を行った。

協議内容は①業務災害保障等及び健康診断受診・健康管理手帳認定実績、②健康管理手帳取得に伴う平成19年3月のJR各社と取り決めである「有害業務従事証明の取り扱いにおける確認書」の取り扱いの遵守やJR各社との協議状況の

「鉄道運輸機構」が公表した業務災害補償等認定実績（2019年3月31日時点）

業務災害保障認定者数	491名
健康診断の受診承認者数	1062名
健康診断の実際受診者数	777名
健康管理手帳取得に向けた従事証明	1,217名
2018年4月～2019年3月末での業務災害認定者数	11名、従事歴証明は75名増加

開示、③業務災害認定の申請及び手続きと情報開示について、④石綿に関する災害補償制度の時効救済などの周知及び新聞広告等について協議した。今年3月7日には本部とJR貨物で「アスベストに関する」第7次団体交渉を行い、①ノンアスベストの進捗状況、②健康管理手帳取得に伴う事業主証明の取り扱い、③社内におけるアスベスト健康診断の再募集について、④アスベスト業務の実態などについて議論を行った。

特に、「事業主証明の取り扱い」として、この間のルールである「厚労省が発した通達」「JR各社と鉄道運輸機構との覚書を踏まえ、「なぜ貨物で事業主証明が出せないのか」会社に質した。会社は「現状、アスベスト業務に従事した場合、従事歴について、どちらが長いのかで判断して

アスベスト業務に従事した場合の事業主証明
《現状》アスベスト業務に従事した場合、鉄道運輸機構・JRのどちらが長いかで判断している。
《今後》JR貨物の在職期間に有害業務がある場合は、従事した機関の長短に関係なくJR貨物の分はJR貨物の従事歴証明を申請し、JR貨物が事業主証明を発行する。

第7次アスベスト交渉「貨物で事業主証明を行う」と回答

いる」と回答したものの、「どう速やかに進められるか鉄道運輸機構とJR貨物で協議する」との回答を示し、今年7月の交渉までの間に両者間で協議が行われてきた。

7月24日に開催された第7次要求の積み残し部分の交渉では、アスベスト業務に従事した場合の健康管理手帳諸手続きについて、改めて質すと、会社は、3月の交渉以降、鉄道・運輸機構と協議を行ってきた結果、「JR貨物の在職期間に有害業務がある場合は、従事した期間の長短に関係なく、JR貨物の分はJR貨物に有害業務の従事歴証明を申請し、JR貨物が事業主証明を発行する」とし、申請のやり方については、「ご本人がいつからいつまでの期間、どのような業務に従事していたか従事歴を申請してもらい、申請に基づき、会社の方で実際にそういう業務をしていたのかについて確認し、従事歴証明を作成することとした」と回答している。申請の手続きは本人が「履歴証明願」に記入し、会社はその業務をやっていたのかを確認する。その後「従事歴証明」を事業者が記載す

石綿健康管理手帳とは？

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事して、健康診断等の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長（離職の際は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長）に申請し、審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

とから、JR貨物として記入する。これまでは確かに「事業主証明」について、貨物会社として記入した事はなかったが、今後は、鉄道運輸機構及びJR貨物が発行する従事歴証明を受けて、健康管理手帳の交付について労働局に申請することになる。

しかし、現状、多くの職場では、このことが周知されていないばかりか、中には管理者の認識が間違っている職場もあり、会社の責任できちんと周知・徹底する必要がある。

健康診断の内容

- ①業務の経歴の調査
- ②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④胸部のエックス線直接撮影による検査

第7次にわたる交渉を通じて、これまで「現在、アスベストは使用していない」として、従事歴証明を頑なに拒否していた貨物会社が「これまでは鉄道運輸機構まかせだった。しかし、実態から考えれば貨物会社も従事歴証明を出さなければならぬ」との回答へと変わってきていることも事実であり、今後、退職者との連携を強化し、各職場からの健康管理手帳取得の取り組みをさらに広げていくことが必要になっていく。

鉄道運輸機構がHP上で示した「対象となる石綿業務」

石綿(これをその重量0.1%を超えて含有する製剤その他の物質を含む。)の製造又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務が対象となります。平成21年4月1日より、従来の石綿を製造し、または取り扱う業務(以下:「直接業務」という。)に加え、新たに直接業務に伴い石綿の粉じんを発散する作業場における直接業務以外の業務(以下:「周辺業務」という。)も対象となります。

旧国鉄機関車の保有量数

(※車両・号車によって取り換え率は、車両ごとに差があり、両数で表すことは難しい)

EF65—2000	30両
EF66	30両
EF67	3両
ED76	10両
EF81	13両
DD51	6両
DE10及びDE11	合計36両



建屋と車両関係のノンアスベスト化に伴う進捗状況について(交渉抜粋)

組合)2005年からアスベストに関する1次申し入れから、本日の7次交渉まで進んできたが、車両等のノンアスベスト化に向けた進捗状況は止まっている。建物等は、吹付アスベストなど法的処置として封じ込めや除去が行われたが、職場のアスベストの使用箇所について「社員周知に向けて前向きに検討する」との回答だが実施されていないのではないかと。

組合)2009年の提示で車種は10項目だが機関車の置き換えにより5項目へと減っている。1全検の周期でEL全体でも主抵抗器支持碍子は58%から14%に減り、コンプレッサーは25%から5%とアスベスト除去については進んできている。今後も車両更新も含めてノンアスベスト化を行っていききたい。

新形式車は、暖房・コンプレッサー以外はインバーター制御に変更され、火花が出るアークシユートは使用せず補助抵抗器も変わっているため部品そのものはない。電気暖房器も形式が変わり、空気圧縮機もC3000からスクリュータイプに変更されているためアスベストは使用していない組合)建屋との関係でアスベスト使用箇所について「現場長への周知」が交渉経過であるが、実際は周知されていないと認識している。仙台では休憩室を使いやすいように壁に穴を開け、飛散した粉塵について検定を受けたところ、アスベストが含有していた事例もあり、現場長に周知していれば、こうした事態は防げた。少なくとも現場長に対して、アスベストの使用箇所を周知すべきである。

組合)建屋のアスベストについては、保全の建築担当がすべて把握をしており、工事を行う場合には事前に打ち合わせを行うため問題はないが、交渉経過が実施されていないことについては謝罪する。周知について、やり方・方法も含め検討したい